

News Letter

Vol.
42



兵庫県佐用町：平成22年（2010年）4月1日 佐用町犯罪被害者等支援条例施行
写真：函はりま天文台

CONTENTS

- | | | | |
|----------------------|---------|---------------|------|
| ◆ご挨拶 | P.2 | ◆私のお気に入り | P.15 |
| ◆ひょうご被害者支援センターシンポジウム | P.3~11 | ◆身近にできる社会貢献活動 | P.16 |
| ◆広報啓発活動 | P.12~13 | ◆編集後記 | P.16 |
| ◆役員の素顔 | P.14 | | |



ひょうご被害者

検索



ご挨拶



ひょうご被害者支援センター 理事長 井 関 勇 司

2024年11月に開催しましたシンポジウムでは、被害者支援において、短期的な支援に加えて「長期的な支援」の重要性を再認識する場となりました。兵庫県においては県及び41市町すべてに被害者支援の特化条例が施行されるなど、被害者支援を取り巻く環境は整備されて参りました。

しかしながら、犯罪被害者等は民事訴訟における時効再提訴の問題、苦しい日常生活が続く等、多くの方が長期的な支援を必要とされています。このような問題への支援は、現状、十分とは言えません。

ひょうご被害者支援センターとしましては、引き続き行政に長期的な支援の具体的施策の提言を行って参りたいと考えています。また、長期的な支援には自助グループ「六甲友の会」のお力も必要不可欠のものであり、この機会に改めて感謝申し上げます。

昨今、性暴力被害に関する相談が増加してきたことから、2023年10月に「よりそい授業」を開始しました。このなかで教職員向け「子どもが性暴力被害にあった時のための研修会」は2024年12月までに17回の開催となりました。性暴力被害に対する支援も幅広い年代に必要とされています。

このような現状も踏まえセンターの一層の体制強化が必要です。引き続き人材育成、財務基盤強化、広報活動にみなさまのご協力をお願い申し上げます。



ひょうご被害者支援センター 事務局長 遠 藤 えりな

日頃はひょうご被害者支援センターの活動に、ご理解、ご支援を賜りありがとうございます。

今年度のシンポジウムでは、犯罪被害者ご遺族釜谷様にご講演いただきました。ご参加いただいた皆様お一人お一人の心にお声が届いたことと思えます。被害者、ご遺族の方々のおかれている現実を「知らない」「私には関係ない」で済ませないよう、また被害者支援についての周知が進むよう、皆様のご協力をいただきながら、取り組んで参ります。今後ともよろしく願いいたします。



令和6年度 公益社団法人

ひょうごご被害者支援センター シンポジウム

～終わりなき道とともに歩む～

令和6年11月10日 開催



第1部 ご遺族の講話

「事件から14年 犯罪被害者遺族の現状と心情」

釜谷 美佳

平成22年10月、長男（当時19歳）が、神戸市須磨区の路上で18歳の少年と22歳の男に、執拗かつ危険な殴る蹴るの暴行を受けた。加害者は逃走、その10時間後に長男は亡くなった。 (敬称略)

第2部 パネルディスカッション 「長期的な支援について」

◆パネリスト

- | | |
|--------|----------------------------------|
| 舟川 直輝 | 兵庫県県民生活部くらし安全課長 |
| 河瀬 真 | 弁護士(兵庫県弁護士会)
ひょうごご被害者支援センター理事 |
| 遠藤 えりな | ひょうごご被害者支援センター事務局長
犯罪被害相談員 |



(敬称略)

第3部 命の大切さを学ぶ授業 デジタル紙芝居の上映



「事件から14年 犯罪被害者遺族の現状と心情」

釜谷 美佳

神戸市から京都市に転居して3年半になります。私は大好きな神戸で生まれ育ち、結婚して息子2人に恵まれました。思春期、特に長男圭祐には手を焼きもしましたが、楽しかった思い出の方が勝っています。

事件に巻き込まれ、亡くなったのが圭祐。2010年10月28日深夜から29日早朝にかけて集団暴行を受け、兵庫県災害医療センターで亡くなりました。19歳でした。

最初、警察からの電話では命が危ないとまで思わず、高3の弟を学校に送り出してから病院へ。集中治療室（ICU）で体中の力が抜けました。「なんで、なんでなん」。圭祐の顔はパンパンに腫れ、頬には靴で踏まれた跡が。自力呼吸できないため気管挿管され、後頭部からは出血し、せき込むたび、鼻や口から流れる血が吸引瓶にたまっていく。

医師が「意識回復の見込みはない」と言っても、納得することも諦めることもできません。家族3人で圭祐の手を握って話し掛け続けました。「みんないるから安心してね。もう大丈夫やで」。意識は戻らなくても、声掛けに手を握り返してきた。声は聞こえている。握り返してきた、あの時の感触は今もしっかり覚えています。

握り返す手の力が弱くなり、それでも話し掛け続けました。搬送されて約9時間。医師から死亡宣告を受けた瞬間から私の記憶は時系列がめちゃくちゃです。「ショックを受けた弟さんのことが心配です」と涙された看護師さん。スタッフのみなさんには感謝しかありません。

事件についてお話しします。

病院で警察官から圭祐と男友達が暴行され、一

緒にいた女友達2人が拉致された可能性があるという聞きしました。もしかしたら圭祐が事件の原因をつくったのかもしれない。混乱しました。後に、圭祐は何の落ち度もなかったと分かり、一瞬でも疑ったことを悔やんでいます。

10月28日、圭祐と男友達、女友達2人の計4人はカラオケボックスにいました。途中、女友達に電話があり、「友達が来たいと言っている」とのこと。電話してきた相手が主犯の妹でした。妹は自分の意思でやってきた。圭祐は初対面でした。そして主犯から妹に電話があった。「無断で行ったのでお母さんが心配している。今から迎えに行く」と。

妹が、以前迎えに来た兄と一緒にいた男性を暴行したと話したため5人はカラオケボックスを出ましたが、その間、主犯は妹の居場所を探すため暴走族仲間に連絡していました。圭祐はみんなから「圭ちゃん」と呼ばれており、妹が兄との電話中に「圭ちゃん」と口にし、暴走族仲間に圭祐の小中学校の後輩がいたため「釜谷と一緒にでは」となりました。

さらに不運なことに、この後輩が事件の数カ月前、自分の元彼女が道端で圭祐と話していたと因縁をつけてきたことがあった。そのとき、圭祐は友達数人として、元彼女とは一言も話していないと後の裁判で分かるのですが、この後輩は勘違いし、暴走族仲間とともに自宅を訪れ、圭祐を近くの公園に連れ出しました。そのとき、圭祐は「今着ているTシャツを渡せば許したる、と言われた」と言っていました。圭祐が付き合ってる彼女とおそろいで購入したブランドTシャツです。このとき後輩に脅され携帯番号を知られたのだと思

います。

事件の日、この後輩が圭祐の携帯にかけてきて、主犯の妹が一緒と分かったら「今からTシャツ持って明石駅前に来て」と呼び出し、主犯に明石駅前に妹たちが来ると伝えました。

5人が着いた駅前ロータリーには多くの不良がいて、圭祐と男友達の2人が車外に出ると、いきなり走ってきた主犯が男友達の顔を殴って失神させました。5人は車で暴行現場の神戸市須磨区内に連れて行かれます。道中、圭祐は「トイレに行きたい」と偽り、コンビニ2店から110番しましたが、警察には見つけてもらえなかった。店員に助けを求める余裕もないほどの恐怖心、友達を守らなければという責任感でいっぱいだったと思います。

現場で2人は車から降ろされ、頭と顔を集中的に殴ったり蹴られたりしました。圭祐は主犯と後輩から何度も暴行され、意識がもうろうとする中、飛び蹴りや回し蹴りされていたと暴走族仲間が証言しています。「やり過ぎや」と止めに入った仲間も殴られ、10人以上が止めることも、通報することもしなかった。主犯は飲酒していたこともあり、「妹を連れ回した」という勝手な思い込みによる執拗かつ残忍な暴行はエスカレートし、便乗するように後輩も暴行し続けたのです。「大変なことになる」と感じた仲間が主犯の先輩を呼び、先輩が「死んでしまうやろ！」と止めに入って、長い長い暴行が終わったのです。

2人は車内に寝かされ、仲間の一人が通行人を装って119番、全員が逃走したのです。女友達2人は後輩に連れていかれ、「女の子たちに口裏合わせをしてもらったためだった」ということが後に分かりました。

主犯の自宅は現場が見える場所にあり、帰宅後、血で汚れた衣類を妹に洗わせたそうです。圭

祐の死をテレビのニュース速報で知って、翌30日、母親に連れられて出頭しました。3日間逃げた後輩は11月3日出頭しました。

30日夜、司法解剖を終えた圭祐を自宅に連れて帰る時、ご近所のみなさんや圭祐の友達が多く、のマスコミから私たちを守ってくれました。圭祐をリビングの真ん中に寝かせて間もなく圭祐や私たちの友達、ご近所のみなさんが来てくれました。圭祐の友達はみんな言葉を失くし、「ただただ悔しい」と涙を流していました。

圭祐の左目からはずっと血が交じった涙が流れていました。痛くて苦しくて怖かった涙、悔しくて悲しくてもっと生きたかった涙、みんなに会えてうれしい涙、いろんな思いの涙だったのでしょう。その涙を泣きながら拭きとっていた弟を思い出し今も涙が出ます。

11月2日の通夜、3日の葬儀は多くの方に参列していただきました。翌日からは圭祐の友達が毎日会いに来てくれ、「『お母さんには心配ばかりかけて悪いと思っている』と言っていたよ」と教えてくれた子もいました。11月4日の20歳の誕生日もケーキやお酒を持って集まってくれました。リビングに入りきれず、圭祐や弟の部屋も使ってにぎやかな誕生会。20年しか生きられなかったのに多くの友達に恵まれたこと、その死を悼んでくれたことに感謝は尽きません。今も命日にみんなでお墓参りに来てくれます。

それから、圭祐は楽しみにしていた成人式に参加できませんでしたが、弟が圭祐が着るはずだったスーツ姿で自身の成人式に参加してくれました。

圭祐と一緒に暴行を受けた男友達のことです。

命は助かったけれど、高次脳機能障害による記憶障害と、臭覚がなくなる重い後遺症で今も苦しんでいます。彼が搬送先の病院のICUで生死を

さまよい、意識が戻ったのは圭祐の誕生日の11月4日でした。私は夫と病院に向かいました。お父さんは「うちの子だけ助かって…」と涙を流されましたが、私たちは「助かって本当に良かった」とお伝えしました。特別にICUに通していただきましたが、圭祐以上に彼の顔の傷はひどく、あざが広範囲に広がり、頭や顔の骨折による痛みや吐き気で苦しそうでした。2週間後、一般病棟に移ったときも会いに行きましたが、事件のことは覚えていないとご両親は言われました。怖かったことはもう思い出さなくてもいいと思いました。

彼は意識が戻ったときのことを「圭ちゃんが夢に出てきて『起きろ、起きろ!』と言ったから、目が覚めた」「圭ちゃんは俺の中で生きている。俺の命は圭ちゃんと2人分の命」と話しました。圭祐の誕生日に意識が戻ったことは偶然ではないと強く感じました。

現在、彼は結婚してもうすぐ父親になります。仕事や家庭を持つまでに回復していますが、臭覚は戻らないようです。心と体の傷は完治することはないのです。

一方、逮捕された主犯と後輩（以降、共犯とします）のうち、共犯は未成年だったため逆送となり、主犯とともに傷害致死罪で起訴されました。殺人容疑で逮捕されたのに殺意はなかった、との理由で傷害致死罪。納得いきません。集中的に頭と顔を狙って暴行を繰り返す行為が殺人罪ではないのか。残忍な行為で奪った命は命でしか償うしかない。遺族は圭祐が味わった痛みや恐怖と同じ思いをして死んでほしいという気持ちは変わりません。

事件報道について。新聞やワイドショーで事実ではないことも伝えられました。新聞1面に「妹を連れ回したから殴った」という見出しが出て、

圭祐が加害者のような、原因をつくったかのように書かれました。私たちはまだ詳しいことは分からず、「この報道が真実なら」と不安になりました。圭祐たちに落ち度はなかったことは裁判で証明されましたが、見出しにとっても傷つきました。「主犯の思い違いだったことを記事にしてほしい」と訴えましたが、謝罪のみで、紙面の目立たない場所に撤回記事が小さく載っただけでした。

圭祐は真実を話したくても、もう話すことはできない。「第一報で被害者に非があったという報道はやめてほしい。断定できないなら、被害者の立場に立っての報道であってほしい。これは2次被害です」と、地元紙の記者さんに伝えました。この記事も含め裁判で一般の裁判員さんの印象を悪くしたら、という不安にもつながりました。

現在は、マスコミの方と遺族会を通じて交流し、良好な関係を築くことができています。寄り添った報道もしてくれています。今後もマスコミの方のお力をお借りして、われわれの思いを伝えることで制度改正につながればと思っています。

裁判について。11年4月19日、共犯の裁判員裁判が始まりました。逆送になりましたが、少年法に守られ、たった4日間の裁判。4月26日の判決で3年以上4年6月以下の不定期刑が出ましたが、私たち遺族の心の傷が回復する間もなく、短い刑期を終え出所しました。圭祐の未来を奪った犯人たちを一生許す気はありませんが、「共犯が真面目に生きて二度と罪を犯さないことが圭祐への供養になる」と言い聞かせています。共犯には子どもがいるので、わが子を失う苦しみは想像できるはずです。

主犯は精神鑑定を望んだため裁判開始が遅れ、事件から2年3カ月たった13年1月31日に裁判が始まりました。9日間の裁判で求刑通りの14年の実刑。圭祐たちには何の落ち度もなかった。

傷害致死罪の刑期としては長い方ですが、判決に納得したわけではありません。ただ、夫とともに被害者参加制度を利用して裁判に臨み、自分の声で意見陳述しました。一般の裁判員さん全員が涙してくれ、思いが伝わったことで悔いはありません。

現在の裁判員裁判は一般の裁判員への精神的な配慮として、遺体の状況や凶器などの画像は使われなくなりました。でも、それを見せずに事件の残酷さをどう伝えたらよいのか、裁判員裁判の意味がない。圭祐の裁判では多くの画像を見てもらえたことが求刑通りの判決につながった。今の制度での裁判なら結果が違っていただかとも思うと恐ろしいです。

その後、主犯から控訴申し立てがあり13年6月18日、大阪高裁で二審が行われ、7月25日に控訴棄却となりました。さらに上告申し立ては受理されませんでした。

主犯の裁判では、母親の態度に怒りを感じました。高裁で裁判開始を待っているとき、母親と事件のきっかけをつくった一人である妹が大きな声で談笑していたのです。怒りとともに、この先一切関わりたくないという失望感でいっぱいになりました。

さらに事件現場での暴力行為はなかったけれど、窃盗や監禁、無免許運転容疑で逮捕された5人に対する調停があり、共犯が未成年なので保護者にも責任があることから、犯罪被害者・加害者対話センターを利用して母親とも面談できました。弁護士さんの尽力のおかげです。ところが、証人尋問で「息子とともに償う。できる限り賠償する」と言った母親は「生活があり、いま賠償金は払えない」と翻し、まるで人ごとのようで失望しました。

23年6月には主犯の民事裁判の時効に直面し

ました。受刑中なので本人と直接連絡を取れませんが、弁護士さんが再三送った手紙や書類に「出所したら払います」とあっただけで、謝罪もありません。無視し続けて10年の時効が来るのを待っていたのでしょうか。

時効を阻止するための再提訴には高額な印紙代がかかります。再提訴したところで、賠償金の支払いがない確率が高いと思われませんが、それでも私たちも男友達のご両親も再提訴することを決めました。5月29日に第1回目の期日、7月28日に判決が出て、10年時効が延びました。被害者遺族はお金が欲しくて提訴するのではない。罪を背負って生きてもらうにはこの方法しかないから。多くの被害者に賠償金が支払われず、再提訴もできず、泣き寝入りしていることをもっと知ってほしい。今、私ができることはこうして経験したことを多くの方に伝え、現状を知っていただくことだと思っています。

裁判が終わったから事件は終わりではなく、加害者が心から反省し謝罪し、賠償金を支払い、一生罪を背負う覚悟を持って、被害者は初めて達成感を感じられる。それで気持ちが癒えたり許せたりはしませんが、普通に暮らせる第一歩につながるのではと思います。

私たちが経験した苦しみを、これから被害者や遺族になる人には味わってほしくない。国は賠償金の立替制度をつくるべき。被害者に高額な費用負担を強いる今の法律は直ちに変わるべきです。人の命を奪っておきながら短い刑期で出所し、たった10年で民事の時効を迎え、平然と暮らしている加害者を野放しにするから、また罪を犯す。国が加害者に対し賠償金を取り立てることで、加害者は働かざるを得なくなるのではないのでしょうか。

また、定期的に送られてくる主犯の処遇通知の

成績がとても悪く、反省も更生の気配も感じられませんでした。処遇通知の内容は簡素で無機質。もう少し詳しく伝えてもらえないものか、内容について質問できないか、と思いながら刑期が終わる不安を感じていましたが、23年12月、被害者側から加害者へ心情を伝えられる「心情等伝達制度」ができました。事件から13年、質問できる機会がやってきた。夫と私はすぐに制度を利用することを決め、質問を考え、今年4月4日、大阪矯正管区で心情伝達を行いました。主犯が収容されている刑務所の刑務官4人に向けて質問内容と思いを直接伝えました。途中から涙がこぼれ、終わる頃には裁判に挑んだときと同じくらいくたたになりました。

私たちはリターンを期待せずに待ちましたが、4月15日、本人に伝達され、4月23日、返信が届きました。私たちの質問に答え、想像していたよりきちんとした返答だったので「やってよかった」と思えました。さらに7月31日、本人から直筆の手紙が届きました。伝達制度のリターン内容より詳しく気持ちや謝罪の言葉を書いていました。思わぬ出来事に戸惑いましたが、自分の意思で書かれており、伝達制度の成果だと思いました。

そこで私は手紙に返事を書くことを決めました。伝達制度では十分に伝えられなかった思いを書いて8月14日、本人宛てに送り、結果をマスコミ各社に報道していただきました。さまざまな感想や批判的な意見があることも心得ていますが、多くの人にこの制度を伝えることが大事と思い、取材をお受けしました。今後も伝達制度を利用するつもりです。

事件当時、大切な家族を失って生きる気力を失いました。食べること、眠ること、笑うことも忘れられました。四十九日が終わった頃から仕事に復帰

しましたが、通勤のバスが事件現場近くを通ることで、涙が止まらず、圭祐のところに行きたいと真剣に思ったこともありました。そんな時、私の友達から「圭ちゃんはもういないんよ。生きている弟さんをちゃんと見てあげて」と言われました。その頃の私は同じくらい苦しんでいる弟のことを考えるのを忘れていました。私たち親は同じ立場のご遺族に話したり相談したりする機会があるのに、兄弟は吐き出す場所がないことに気付かされました。

こうして私たちに寄り添って助けてくださる全ての方のおかげで、遺族は少しずつ回復することができます。今の私の課題は被害者のきょうだいを支える場所をつくることです。

ひょうご被害者支援センターから声を掛けていただいたときのことはほぼ覚えていないのですが、当初は県警の被害者支援室とどう違うのか、と混乱していたように思います。その後、支援員さん2人を紹介いただき、今後の裁判や手続き、生活面の支援などが決まりました。出先への同行やメンタル面のサポートもしていただきました。

一番心に残っているのは「ちゃんと泣けていますか。センターに来て思いっきり泣きませんか」と言ってくれたこと。心身のバランスが崩れたのか、泣きたいのに涙が出ないことが何度かありました。察してくださったのでしょうか。この言葉を聞いた途端、すごく泣けた自分がいました。「寄り添う」とはこういうことかなと感じた瞬間でした。

心の傷は完治しませんが、前を向いて立ち上がるまでに回復しました。支えてくださったみなさまへの感謝を忘れず、被害に遭った方のため協力させていただきたいと思います。

パネルディスカッション

河瀬 長期的な支援をどう実現するかを話し合いたい。弁護士の私の最初の被害者支援は2002年、神戸市で起きた暴力団組員らによる神戸商船大（当時）大学院生リンチ殺人事件のときで、ひょうご被害者支援センターの活動にも関わってきた。

24年4月、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の創設を柱とした改正総合法律支援法が成立した。25年度までに施行される。従来の制度を改善し、この分野に精通した弁護士が事件直後から遺族・被害者を一貫して国費で支援するものだ。具体的には、加害者側との示談交渉窓口を務める▽被害者側のマスコミ対応窓口を務める▽告訴をサポートする▽犯罪被害者等給付金裁定などの申請を行う▽検察官の不起訴処分の可否を審査する検察審査会への申請を行う——などが挙げられる。



河瀬 氏

こうした短期的な支援とともに、弁護士ができる長期的な支援としては、加害者側に対する損害賠償請求とその履行の実現がある。釜谷さんの講話のように額の多寡ではなく、加害者に責任を自覚してもらうため起こすものだ。加害者側に支払いの意思がないと10年で時効を迎え、再提訴には大変な労力と費用がかかる。23年12月に始まった「心情等伝達制度」でも弁護士が受刑者との仲立ちをして、被害者の盾になることができると考えている。

遠藤 ひょうご被害者支援センターに電話相談員4期生として関わったのが縁で、事務局長を務め

ている。センターは兵庫県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、電話・面接相談に対応したり、各機関に出向く被害者に同行したりするなどしている。ワンストップのコーディネートも特長の一つで、他機関への橋渡しも行っている。



遠藤 氏

中長期的な支援についても、私たちのセンターのような民間の被害者支援団体ができることは少ない。釜谷さんの講話で、主犯の裁判開始まで2年3カ月を要したとの話があった。長い年月がかかる場合も被害者側と連絡をとりながら、時機に合った対応を取るように努めている。

また、被害者同士の自助グループの活動が続いている。センター発足とほぼ同時期に「六甲友の会」ができ、活動はもう20年以上になる。例えば、裁判が終わったなど一区切りのときに体験した者でないと分からないことを安心して話し合える、そんな場所だ。体験を生かして他の方の支えになることもできる。とても意味のあることだ。ささやかながら、センターはその取り組みのお手伝いを続けており、これもまた長期的な支援の一つだと考えている。

舟川 兵庫県県民生活部くらし安全課は地域安全



舟川 氏

全般の事務を所管しており、その一つに犯罪被害者支援がある。県は2024年3月、犯罪被害者支援に特化した条例を制定（4月施行）し、2025年3月には、県犯罪被害者等支援計画を策定した。条例化は担当課として取り組むべき事務内容が明確になるなど、その意味合いは大きい。

専門家の意見を聴きながらできあがった支援計画は全国でも後発組だが、それだけ内容の充実が図られている。そのうちの一つにご遺族・被害者に対する見舞金制度があり、現在、相談を受けているものを含め10数件に上っている。県も、対象者が居住する市町も、見舞金を支給することになるが、それぞれの市町によって制度内容に違いがある。県が各市町と情報共有しながら、どこに住んでいても同じ支援が受けられるよう促していくことも大きな役割だと考えている。支援調整会議でさまざまな議論をしながら制度の幅を広げていきたい。

釜谷さんの講話を通し、「被害に遭われた方には長い年月をかけて伴走しなければならない」とあらためて感じさせられた。長期的な支援について、どういうことができるのか考えていきたい。

河瀬 ご遺族や被害に遭われた方はこれからもその地域で暮らしていかないとはいけない。どう支援していくか。

遠藤 兵庫県では県条例より前に全41市町に犯罪被害者らを支援する条例があり、条例に基づく各制度を活用できるようセンターと各市町の連携

を強めたい。条例の各制度の期限が切れた後で、例えば加害者が出所するというで自宅を転居したいときはどうするか。制度の拡充を図るべきではないか。長期的な支援の見地から、被害者の二次被害をどう防ぐかについても、センターが訴え続けなければならないと思う。

舟川 年月がたったときに発生する困りごとについても、被害者支援センターと連携を図ることが重要だし、県がハブ（中心）としての役割を果たし各市町と連携を図ることも必要だ。県の支援計画は3年ごとに見直すことが規定されている。専門家の意見をとり入れながら時々の状況に応じてアップデートしていくことで、長期的な支援につなげていきたい。

河瀬 被害者の思いを社会に浸透させるため啓発活動が必要だ。

遠藤 本日の釜谷さんの講話のように、今後も当事者の思いを知る場を用意したい。児童生徒に向けて、命の大切さと犯罪被害者に何が起きているか、その心情や状況を伝えていく機会も増やしたい。地域の方々に向けても、県警と協力して発信していきたい。

舟川 行政の取り組みが問われている。県にはさまざまなチャンネルがあるので、機会をとらえて職員に向けて研修を行いたい。犯罪被害の現状や、ご遺族・被害者の状況について各方面に周知を図ることを念頭に置きながら取り組んでいきたい。

命の大切さを学ぶ授業 — デジタル紙芝居の上映 —

兵庫県立北摂三田高等学校放送部様に音声録音のご協力をいただき、昨年度制作した新バージョンのデジタル紙芝居をご覧いただきました。

これからの社会を担う子どもたちを、被害者にも加害者にもしないために、自分の命も、他人の命も大切にすることを学んでもらうことが「命の大切さを学ぶ授業」の目的です。

デジタル紙芝居は、犯罪被害者ご遺族の手記朗読を聞いた2人の中学生が登場し、『命の大切さ』について語り合いながら考えを深めていきます。また加害者にならないため踏みとどまる『クールダウン』の必要性についても学んでいきます。



ご参加のみなさまからのアンケートの一部です。|||||

若いみなさんが犯罪の被害者にあうとどうなるのか、命の大切さってどう考えればいいのか、理不尽さについてや、自分の気持ちをコントロールすることの大切さについて、しっかり考え向き合ってください。世の中に起きる理不尽な犯罪の被害にあう方々へどう接することが良いのか、二次被害が少しでも減ることにつながるのではと思いました。

命とは2度と取り返すことができないということ。未来がなくなるということ、当たり前がなくなるということが分かりやすく伝えられていると感じました。考えるきっかけになりました。クールダウンの必要性も重要ですね。

アニメの登場人物に命を吹き込み、発声がとても素晴らしく、等身大の高校生のみなさまが演じていらっしゃることで説得力があり学びになりました。

高校生の方の協力ということで、このような運動が幅広い方々に知っていただく機会になると思います。心がこもっていて、大変聞き取りやすかったです。

広報啓発活動

犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）パネル展示・イベント

犯罪被害者等がおかれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施する週間です。「犯罪被害者等基本法」の成立が2004年12月1日であることから、毎年12月1日を最終日とする1週間と定められています。

神戸市



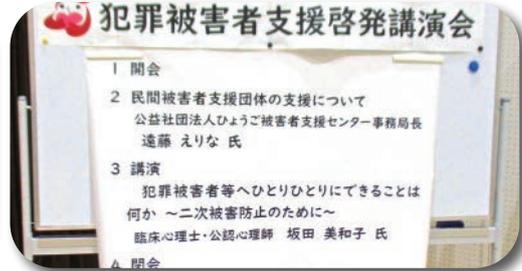
尼崎市



西宮市



宝塚市



加古川市



川西市
川西警察署（共催）



犯罪被害者週間 広報啓発活動

兵庫県被害者支援連絡協議会代表者会議

県内の81機関・団体等で構成。2024年度は基調講演として「桶川ストーカー殺人事件」の被害者ご遺族による講演を企画し、一般県民にも参加を呼びかけた。



兵庫県長田警察署、長田防犯協会、学生ボランティア、ひょうご被害者支援センターによる神戸市新長田商店街での啓発キャンペーン



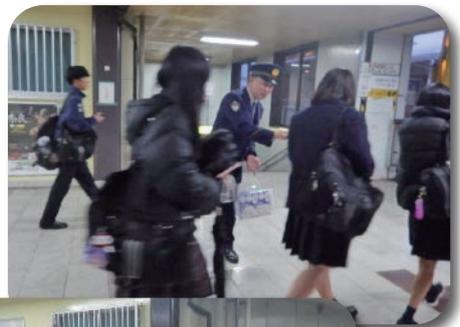
伊丹市

ホンデリングキャンペーン



三田市 兵庫県三田警察署

JR三田駅前での街頭啓発キャンペーン



役員の素顔

寺崎 正俊

元兵庫県経営者協会会長

公益社団法人ひょうご被害者支援センター 副理事長



雑感・近況

高齢化社会となってきた。平均寿命は男性81歳、女性87歳である。

昨年私は81歳となり、平均寿命と同じ年となった。統計によると80歳までになくなる人は30%とのことだし健康寿命は男72歳なので、私としてはこれまで健康で病気せず、よくここまで元気に生きてこれたと実感している。

特段、健康法というようなことはやっていないが、気をつけていることは、一日の散歩を約8000歩から1万歩を実行しているのと、毎週ゴルフに行っているが、できるだけカートに乗らず、歩くことを心がけている。

コロナがはやったことで、様々な行動が規制され、日々ほとんどテレビを見たり、映画DVDを見たりする毎日であった。

ところがふとしたことから、「本を読む楽しさ」を満喫するようになった。

名谷の大丸百貨店の中にある神戸市の名谷図書館が本を貸し出している。自宅から約4kmの距離にあるが、散歩がてらに図書館へ歩いて行き、一度に小説などを貸出限度の10冊を借りて、約2週間かけて読んでいます。

かつては本を読むのが好きで趣味としていたが、高齢になり目が悪くなり持続力もなくなったことから、ほとんど長編物は読むことがなくなってしまっていた。

借りる期間が2週間と限定されているので期日までに返さないといけないう義務感もあり、乱読にはうってつけである。

色々な作家と毎日接していると今までほとんど知らなかった作家に会うことができ、素晴らしい作家が実に多くいることに気づき、実に楽しい思いをするようになった。

図書館で借りて読んだ本を著者別にノートに記載しているが、ノートが一杯になってきたかららしいものである。

昨年はゴルフのラウンドが66回となった。かつては年に100回以上ラウンドしていたが、これからは減少する一方と思っているが、せめて80代の後半まで何とか続けたいものだ。

海釣りも毎月2回から3回程度行っており、朝4時に起き、明石の乗合船に乗り大いに楽しんでいる。1月から2月はメバル、3月、4月は桜鯛、5月から7月はタコ釣り、8月から10月は太刀魚、11月から生きアジを使うノマセ釣りでハマチやブリなどを釣っている。

瀬戸内海は実に多くの魚が釣れ、釣り人にとっては宝庫といえる。

今年は不漁と言われたタコが結構釣れ、5月に2.6kgのタコを釣り上げ、釣舟屋のインターネットサイトに写真を載せられるいい思いをした。

旅行も大好きで友人らとあちこち行っているが、80歳を迎えた一昨年からは息子（55歳）と娘（52歳）が傘寿祝いにと毎年旅行に連れていってくれるようになった。

家内を55歳で亡くしているため、家族は息子夫婦と孫3人、娘夫婦は孫2人である。

子供らにはこれまで2回連れていってもらったが、初めは名古屋に集合し、そこから車で犬山城へ行き、飛騨白川村で合掌づくりの集落を見て飛騨高山で1泊、翌日は高山の朝市を見学した後、中仙道へ行き、馬籠の宿を見学し、そこから名古屋に帰ってくる結構強行軍であった。

2度目は昨年、東京に集合し、そこからまた車で軽井沢、鬼押出しを見学した後、群馬の草津温泉で泊まり翌日は白根山、榛名湖など経由して東京に帰ってきた。子供2人と3人旅行であるが、50歳を超えた息子と娘のあたたかい親孝行は、大変ありがたくこれから毎年の楽しみである。

人生の終局期を迎え、いつ何があってもおかしくない年となった。これからの残された人生を楽しみ、有意義に過ごしたいと思っている。

私のお気に入り

K.H.さん

私の好きな探偵

小学生の時、やたらかっこいい女探偵が活躍する小説を読んだ私は、「よし、大人になったら探偵になるんだ」と心に誓った。時は流れ、さすがにぼんやりしている私でも、自分が探偵になぞなれるわけがないと気づいてからは、ひたすら国内外の女探偵が主役の小説を読み漁った。

そして出会ったのが「葉村晶」。若竹七海の小説の主人公だ。華やかさはこれっぽっちもなく、ありがちなロマンス的要素のかけらもないフリーランスの探偵。群れず、媚びず、精神的にも経済的にも自立し、ときには殺されかけることもあるが、手加減することなく依頼人のために奔走する。はしゃがず、目立たず、こつこつと誠実に捜査する姿がたまらなく魅力的なのだ。

作品ごとに年を取り、今では40代も半ば。栄養ドリンクと湿布薬への出費も増えた。キャッチフレーズは「仕事はできるが不運すぎる女探偵」。葉村晶のハードボイルドな生きざまを、ぜひ一度読んでもらいたい。



『SDGs (エスディーゼズ)』への取り組み

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な社会のための開発目標) とは、国連が2030年までの解決を目標に掲げ制定した17の目標です。



ゴール5：
ジェンダー平等を
実現しよう



ゴール16：
平和と公正を
すべての人に



ゴール17：
パートナーシップで
目標を達成しよう

私たちはこの3つの課題解決を目指して活動しています。

身近にできる社会貢献活動

❖ ポスター掲示

県民の皆様、センターのことを知っていただくため、ポスター掲示にご協力をお願いします。例えば町内の掲示板や公共の建物、ご自宅の外壁等で、団体・個人を問いません。サイズをご確認の上、事務局へ連絡いただければ送付いたします。

ポスターサイズ (単位mm)
 大=A2版 (縦594×横420)
 中=B3版 (縦515×横364)
 小=A4版 (縦297×横210)



「よりそい」のポスターは中・小サイズのみ扱いとなります。

❖ 金券de支援 ～金券のご寄付が被害者支援活動に～

商品券、古い記念切手や葉書、テレカ、図書カード、旅行券、ビール券、株主優待券（飛行機・鉄道・飲食・レジャー・買い物）などの金券のご寄付をお願いします。



❖ ホンデリング

～本で支援の輪（リング）が
 広がってほしいという願い～

読み終わった不用な本、CD、DVDのご寄付をお願いします。



❖ クリック募金

ひょうご被害者支援センターのホームページにバナー広告を掲載いただき、バナーへのクリック数に応じてご寄付をいただいています。



❖ マンスリーサポーター

毎月定額をクレジットカード決済でご支援いただく継続的なサポーター制度です。



❖ 社会貢献型自動販売機

清涼飲料の売上の一部が社会貢献活動への寄付になる自動販売機です。

地域住民や社員・職員など誰もが使う機会のある身近な自動販売機で社会貢献に取り組むことができます。



❖ 募金箱の設置

募金箱の設置をしていただけるお店や企業のご協力をお願いします。

❖ 遺贈寄付

私の遺産、父母の遺産の一部を犯罪被害者やそのご家族の支援活動に活かしたい。そんなあなたの想いを、ひょうご被害者支援センター事務局にお気軽に相談ください。



◎ 賛助金、寄付金のお支払いにクレジットカードがご利用できます

賛助会費はセンターの運営に使わせていただきます

寄付金は被害者支援活動を実施するために使わせていただきます

賛助会員 (年会費)	個人 一口 1,000円 (何口でも可)	銀行口座へのお振込みや、クレジットカードでのお支払は、 ホームページ【ひょうご被害者】検索 より手続きをお願いします。
	団体 一口 10,000円 (何口でも可)	
寄付金	寄付金はいくらからでも結構です	

● 賛助会費・寄付金は所得控除、税額控除の対象になります。

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター電話相談

犯罪被害全般

なやみみんな
☎078-367-7833

月・火・木・金 午前10時～午後4時
 祝日・8/12～16・12/28～1/4は除く

性暴力被害専用 **ワンストップ支援センター**
 ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」

なやみなし
☎078-367-7874

月・火・水・木・金 午前9時～午後5時
 土・日・祝日・12/29～1/3は除く

開設時間以外は、夜間休日対応コールセンター
 (国設置) に自動転送されます。



兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口

ぜろなやみ
☎078-360-0783

平日 午前9時～午後5時
 土・日・祝日・年末年始は除く



発行日：2025年1月
 発行者：公益社団法人
 ひょうご被害者支援センター
 事務局：TEL 078-362-7512
 URL：https://supporthyogo.org

編集
 後記

昨年11月開催のシンポジウムの内容を編集しました。被害者支援に終わりはなく、長期的な被害者支援活動の必要性を再認識いたしました。センターの活動を支えていただいています皆様へ厚く感謝申し上げます。

広報委員一同